

特殊法人改革の行方

2001年10月

慶應義塾大学・カリフォルニア大学サンディエゴ校

土居 丈朗

<http://www.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

要 旨

小泉内閣が現在進めている特殊法人改革は、残すかつぶすかをいう組織形態の問題が議論の中心となっている。しかし、特殊法人改革を全うするためには、まだ議論されていない重要な問題がある。それは、一部の特殊法人に伴う不良債権である。この不良債権とは、現在既に債務超過状態に陥っていたり追い貸し状態になったりしている特殊法人が、国家財政の悪化を背景に今後政府から補助金や追い貸しが受けられなくなれば、資金運用部（現・財政融資資金）などが貸し付けている資金が焦げ付く恐れがあることである。このことは、当該特殊法人を解散させたり民営化したりするときにも同様に露呈する問題である。本稿では、そうした特殊法人がどの程度あり、その債務超過額がいくらあるかを明らかにする。また、そうした特殊法人に関する不良債権の処理に際しては、資金運用部や郵便貯金はその負担能力（自己資本）が乏しいため、国民の税金負担によらざるを得ない状況にある。この事実を踏まえれば、これからの特殊法人改革は、不良債権処理を念頭に、損失・不良債権処理の負担がこれ以上国民に及ばないように迅速に行わなければならない。

1. はじめに

小泉内閣が着手した特殊法人改革は、平成14年度予算編成が大詰めを迎える今年年末にかけて、一つの山場を迎える。そもそも、特殊法人改革は、1980年代の行財政改革・財政再建の際にも議論になったが、旧3公社の民営化以外には抜本的な改革ができないまま今日に至った。しかし、多くの特殊法人は、1980年代後半のバブル景気期における放漫な経営に伴い1990年代のバブル崩壊後に資産が急速に劣化した。また、同時期に財源調達を借り入れに大きく依存したため、債務が急速に累増した。このように悪化した財務状況の特殊法人を、これまで国家財政が（要するに国民の税金で）補助金等で支えてきたが、国家

財政も近年悪化が著しくなったため、これらをもはや支えることができなくなった。このことが、この特殊法人改革の1つの大きな動機となった。

今年9月以降、特殊法人改革に対する政府部内での議論は活発化しているが、どちらかというところをつぶし、どこを民営化し、どこを残すかという、いわば「陣取り合戦」の様相である。たしかに、その組織形態の議論も重要だが、特殊法人改革の裏側に隠された重大な問題に、小泉内閣はまだ手を触れていない。その問題とは、特殊法人に伴う不良債権問題である。

「不良債権問題」とくれば、小泉内閣でも民間金融機関に対する不良債権の早期処理を1つの大きな構造改革と位置付けて積極的に取り組んでいる。しかし、わが国にある「不良債権問題」がこれだけではなくもう1つあることに、多くの国民はあまり気がついていない。それは、財政投融资から資金を借りている一部の特殊法人が債務超過状態に陥っているため、今後返済できなくなることによって生じる不良債権である。財務省の公式見解では、財政投融资（すなわち特殊法人等への貸付）には延滞債権はないとしている。もちろん、これはキャッシュフローの上では正しい。つまり、ある特殊法人が債務超過状態に陥っていて、しかも自らが行っている事業の収支も赤字になっているのに、政府がその特殊法人に補助金を支出したりや追い貸しをしているために、キャッシュフロー上、今年返済しなければならない元利を滞りなく返済できている。これは、追い貸し状態になっている特殊法人に関する分析をした土居・畑仲・森(2001)で明らかにされている。しかし、追い貸しを止めればこの特殊法人は債務不履行せざるを得なくなるから、この特殊法人への貸付は不良債権になる。こうした特殊法人をつぶすにせよ民営化するにせよ、この不良債権処理を避けて通れない。「不良債権処理」とは、どのような形で処理するにせよ、新たな国民の税金負担が生じるということである。

以上を要約すれば、特殊法人改革は、どの特殊法人をつぶすか残すかという組織形態の問題だけでなく、一部の特殊法人に関する不良債権処理に伴いどれだけ新たな国民の税金負担が増えるかという問題が不可避である、といえる。これまでの特殊法人改革の議論は、この前者に議論が集中していて、後者の問題（こちらの方が多くの国民にとって重要である）にほとんど議論が及んでいない。

本稿は、特殊法人改革に伴う不良債権処理について、新しいデータから事実を明らかにした上で、あるべき方策について議論したい。議論を進める上で、特殊法人改革は財政投融资制度の現状と密接不可分であることをまず明らかにしよう。

2. 財政投融資における特殊法人

特殊法人は、広く定義すると際限なく数が増えるので、本稿では財政投融資、特に資金運用部（現・財政融資資金）から融資を受けている特殊法人に焦点を絞ることとする。その理由は、こうした特殊法人は、広義の特殊法人の中でも事業規模や職員数などが相対的に大きいことや、出資金だけでなく融資を受けているという意味で政府との経済的関係がより強いことがある。

まず、財政投融資制度における特殊法人の位置付けを確認しておこう。財政投融資制度の概略は、図表1のように示すことができる。詳細については、井堀・土居(2001)を参照されたい。

財政投融資制度は、基本的に、郵便貯金や年金積立金を運用する制度である。2001年4月の財政投融資改革によって、2001年度からは図表1の制度から新しい制度に移行したが、2000年度までは図表1の制度に基づいて運営されていた。財政投融資の中で、資金運用部資金は全体の約80%を占めている。したがって、資金運用部資金の状態が財政投融資全体の状態を支配していると考えてよい。この資金運用部資金の原資は、郵便貯金と国民年金・厚生年金等の年金資金である。2000年度までは、郵便資金や年金資金は、国民から預ったら即資金運用部に全額預託する義務があった。

資金運用部資金は、財政投融資計画に基づき、特殊法人等に貸し付けられている。¹ 2000年度末時点で資金運用部資金を貸し付けた特殊法人とその貸付残高を示したのが、図表2である。²

財政投融資計画に基づく資金運用部資金の貸付残高総額は2000年度末で328兆1939億円である。このうち、1987年度以降、預託元の郵便貯金や年金資金に対し、金融自由化対策資金として資金運用事業に回されている。これは、財政投融資計画を策定する大蔵省理財局（当時）の方針から独立して自らが資金の運用先を決められるものである（このことから、これを自主運用ともいう）。

³ 郵便貯金は、国民からの貯金を郵便貯金特別会計一般勘定で受け入れ、資金運用部に預託する。そして、財政投融資計画に基づき、資金運用部から同特別

¹ 厳密に言えば、資金運用部資金は、財政投融資計画の対象となる長期運用（貸付金と債券）国債引受（財投計画の対象外）と短期運用（1年未満の貸付で財投計画の対象外）として運用されている。特殊法人等への貸付は、長期運用が該当である。

² 特殊法人の中には、資金運用部からの融資を受けず、産業投資特別会計や簡保資金からの投融資を受けているものがあるが、ここでは対象外としている。

³ ちなみに、郵便貯金や年金資金は2001年度から、資金運用部（現・財政融資資金）への全額預託義務がなくなり、自主運用することとなった。

会計金融自由化対策特別勘定に貸し付けられ、自主運用に回る。2000年度末で資金運用部から郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定への貸付は57兆3500億円である。これは、同じ特別会計に対して資金を繰り戻している状態であるから、図表2では、先の貸付残高総額からこの額を差し引いた270兆8439億円がどれだけ各特殊法人に貸し付けられたかを構成比として示している。⁴

また、これらの特殊法人には、資金運用部からの貸付だけでなく、一般会計や特別会計からの出資金が投じられている。その額も合わせて図表2に示している。

問題は、これらの特殊法人が健全な経営をしているか否かである。健全な経営をしていれば、資金運用部の貸付金も政府の出資金も保全され、政策的意義や国民のニーズがある否かは別として、財務面では国家財政に対して無害である。ところが、債務超過状態に陥っていたり、補助金の支出がなければ元利返済ができなかったり、追い貸し状態に陥っていたりすれば、そうした特殊法人は国家財政を圧迫し、国民の税金負担をさらに増やす要因となる。図表3には、各特殊法人が発表した2000年度の財務諸表（行政コスト計算書）を元に、債務超過状態にある特殊法人とその額を示している。行政コスト計算書では、特殊法人も民間企業と同等の会計基準で財務諸表を作成して、財務状況を公表している。

図表3によると、貸付残高の多い住宅金融公庫、年金福祉事業団が債務超過状態に陥っていることがわかる。⁵ 貸付残高のうち、約26%は地方公共団体へ、約5%は一般会計や特別会計（郵便貯金特別会計を除く）に貸し出されているから、それらを除いた残りの貸付（図表2に示された貸付残高）の約6割が債務超過状態の特殊法人に貸し出されていることになる。確かに、これらの特殊法人は、今のところ政府からの補助金や資金運用部からの（追い貸しというべき）追加融資を受けているため、当該年度に返済すべき元利は滞りなく返済しているが、廃止するか民営化することになれば、この債務超過額は損失として実現することになる。そして、その特殊法人の債務超過額合計は、2000年度末で既に2兆5584億円に達している。この額は、今後特殊法人を廃止するか民営化す

⁴ 年金資金の場合、国民の年金保険料を受け入れるのは特別会計、自主運用するのは特殊法人（年金福祉事業団：現・年金資金運用基金）と異なるため、郵便貯金と同じ扱いをしなかった。

⁵ 住宅金融公庫は、公表している貸借対照表では、「特別損失金」を資産として扱っている。しかし、経済学的にはこれは資本の部にマイナスの項目として計上すべきであるから、ここではそのように処理した。また、「支払承諾見返」についても同様に扱った。

ることになれば、国民が追加的に何らかの形（増税、年金保険料の増額、郵便貯金利息の減額、年金給付の減額など）で負担を負わされることになる。

このような負担は、未実現のものだから実感が湧かないという話もあるが、実は既に前例がある。それは、国鉄である。かつて国鉄は、資金運用部から融資を受けていた。しかし累積赤字が巨額となり、分割民営化時にその債務の一部を返済不能として処理することを決めた。つまり、資金運用部側から見れば国鉄への融資が不良債権化したのである。その後、1998年に最終処理を確定した際、約28兆円が返済不能となり、その大半は将来の国税で負担することとなり、うち1兆円分は郵便貯金が負担する（本来預金者に利子として還元されるはずだったお金を不良債権処理に充てる）結果となった。このように、資金運用部の融資で不良債権が発生したため、郵便貯金にはその不良債権処理の負担が既に及んでいるのである。

特殊法人に関連した不良債権はそれだけではない。融資事業を行っている特殊法人（住宅金融公庫をはじめとする5公庫2銀行など）は、民間金融機関と同等のリスク管理債権が存在していることを明らかにしている。したがって、こうした特殊法人で、たとえ債務超過状態でも自己資本比率が低いと、民間金融機関と同様に、不健全な経営状態であるといわざるを得ない。図表2でも、日本政策投資銀行や国際協力銀行などを除いて、金融系の特殊法人では自己資本比率がかなり低い状態で不健全であることが確認できる。つまり、今後新たに発生する当該金融機関の貸付に関する不良債権のリスクに対して、十分に備えができていない状態である。そうした不健全な状態の特殊法人に対しても、資金運用部はまとまった量の貸付を行っているため、こうした特殊法人を改革するには、追加的な国民負担が伴う可能性が示唆される。

3．特殊法人改革と国民負担

それでは、特殊法人改革に伴ってどの程度国民負担が生じるだろうか。今の財務状況で、不健全な財務状況である特殊法人を今すぐ廃止か民営化して、旧国鉄債務と同様、返済できない債務は政府の責任で引き取る（といっても、その損失処理は国民の税金などで行う）とすれば、どの程度の負担が強いられるかを分析しよう。

まず、先の述べたように、債務超過状態に陥っている特殊法人は、その債務超過額を貸し手責任で債権放棄するとすれば、負債総額に占める資金運用部からの貸付金の比率に相当する分を資金運用部（ないしはその預託元である郵便貯金や年金資金）が放棄することになる。その額は、図表3の「返済されない

恐れのある運用部貸付」である。その額は、合計すると1兆3382億円となる。さらに、債務超過状態に陥っている特殊法人に対して拠出していた政府の出資金は、1銭も戻ってこない。政府の出資金は、究極的には、国民の税金が元手となって拠出されたものだから、同じ額の税金を有効に使っていれば得られたであろう便益が、債務超過状態になって失われたお金になったという意味で、これも国民負担というべきである。

失われた出資金は、債務超過状態に陥った特殊法人についてだけではない。これまでの経営で毎年の当期損失金が蓄積して累積欠損金が生じている特殊法人がある。毎年度のように損失金を発生させ、その損失が累増している特殊法人は、今後経営を続ければその損失はさらに膨らんで追加的な国民負担が必要となるから、今の状態のまま放置できない。そうした特殊法人は、廃止するか、民営化して経営を効率化して再建するか、全てを政府本体で引き取って税金を使って（借入に依存せずに）運営するかのどれかの改革を、直ちに行わなければならない。ただ、いずれにせよ、今既に生じている累積欠損金は、もはや戻ってこないお金である。特に、この処理に伴い、出資者としての政府は、累積欠損金について出資比率に相当する分は負担を求められる。つまり、その分だけ政府の出資金は毀損（減資）することになる。図表3には、「失われた出資金」として、前述の債務超過状態の特殊法人に対する政府出資金の全額と、累積欠損金が生じている（値がマイナスである）特殊法人に対する政府出資金の出資比率に応じた毀損（減資）が表記されている。

図表3によると、4兆5298億円の出資金が、先に述べた特殊法人改革によって失われることとなる。「返済されない恐れのある運用部貸付」と「失われた出資金」を合計した5兆8681億円は、決して少なくない国民負担である。さらに、本稿では扱わなかった特殊法人の中でも不健全な財務状況に陥っているところがあり、それらの改革に伴う追加的な国民負担も当然生じうる。

しかも、この国民負担は、今すぐ特殊法人改革を行わなければさらに増える可能性がある。図表3の「経常利益(補助金収入を控除)」に示されているように、補助金収入を受けずに経常利益を計上できる特殊法人は、わずか8つしかない。つまり、この8つ以外の経常損失を発生させている特殊法人は、いま債務超過状態でなくてもやがて債務超過状態に陥る可能性がある。だから、先に述べた国民負担がさらに拡大する可能性がある。さらに言えば、経常利益を計上し、債務超過状態でなく、累積欠損金も生じていない健全な特殊法人は、わずか4つしかない。このように、ここで挙げた特殊法人は、その事業が国民のニーズに応えているか否かに関わらず、残念ながら、多くが不健全な財務状況にある

と言わざるを得ず、そのために特殊法人が生み出した損失に対して、特殊法人改革に伴って国民は何らかの形で負担を強いられることになるのである。

ここでの分析は、特殊法人が出した「行政コスト計算書」を信頼した場合の数字である。しかし、民間企業と同等の会計基準で作成したはずの「行政コスト計算書」の数字を精査すると、これまでの甘い会計基準で作成された旧来の財務諸表の数字とほとんど変わらない特殊法人が多く見受けられた。特に、「行政コスト計算書」ですら、保有資産の減価償却や時価評価が厳密でない事業系の公団等が多くある。これらの特殊法人では、今は債務超過状態でなくても、民営化すれば厳密な減価償却や時価評価にさらされ、保有資産の含み損が実現するから、実は現時点で既に債務超過状態だったと見なされる可能性がある。ちなみに、筆者の個人的試算では、こうした特殊法人の債務超過額の合計が数兆円に上るとみられ、これが先の分に追加されれば、特殊法人改革に伴う国民負担は十数兆円という規模に達する恐れがある。

4．特殊法人改革の最大の難関

こうした財務面で不健全な特殊法人は、今後の国民負担を増大させないためにも、直ちに廃止か、民営化か、政府本体で引き取るかして、その特殊法人を清算すべきである。その際、旧国鉄の例を反面教師として、「清算事業団」なる新たな特殊法人を設けて債務処理を先延ばしにすることは決してしてはならない。なぜならば、国鉄清算事業団は、バブルに翻弄された面もあるとはいえ、1987年の民営化時に負った債務約14兆円を、1998年の解散時には結局約28兆円に膨らませて、国民の負担を増大させたからである。

特殊法人が抱える債務を清算するとは簡単に言えるが、問題はその負担に誰がどれだけ耐えられる状況にあるかである。これが、特殊法人改革を貫徹する際の最大の難関となろう。まず、貸し手である資金運用部（現・財政融資資金）は、この負担に耐えられるだろうか。資金運用部の2000年度末における貸借対照表を見たのが、図表4である。これによると、資金運用部の自己資本は8兆5669億円、自己資本比率にして約2.2%しかない。資金運用部に「貸し手責任」として、不良債権化した特殊法人への貸付の処理負担を負わせるにしても、最大限約8.6兆円しか負うことができない。特に、資金運用部の自己資本比率が約2.2%しかないというのは、民間金融機関と比較して考えれば、貸し付けている特殊法人の多くが財務面で不健全であるという事実を前にすれば、不良債権が発生するリスクに対して脆弱であるといわなければならない。

次に、資金運用部に預託している郵便貯金はどうかであろうか。同様にして、

郵便貯金特別会計の一般勘定と金融自由化対策特別勘定とを連結した貸借対照表を示したのが、図表5である。郵便貯金特別会計の自己資本は8922億円、自己資本比率にして0.35%しかない。これは、資金運用部以上に負担に耐えられない状況である。ちなみに、郵便貯金特別会計は、前述の旧国鉄債務について合計1兆円の不良債権処理の負担をしていて、その分だけ自己資本が減少している。郵便貯金は、特殊法人改革に伴う不良債権処理に対しては、これ以上の負担に耐えられない状況に陥っていることがわかる。

最後に付け加えれば、年金積立金が負担に耐えられないのは明らかである。なぜならば、現時点で既に将来給付に充てるべき年金積立金の積立不足が発生しており、年金財政は目下事実上の債務超過状態にあるからである(もちろん、現行の年金保険料の追加的な引き上げや年金給付の追加的な引き下げを行うという負担を強ければ話は別である)。さらに、国家財政は1990年代に既に巨額の国債残高を負っており、さらなる債務の累増には危険が伴う状態である。

こうしてみると、特殊法人改革と郵政三事業の改革を行おうとしている小泉内閣は、組織形態の問題を議論しているだけでは、やがて行き詰まることが示唆される。つまり、特殊法人改革を全うするには、今既に発生している特殊法人の超過債務や累積欠損金という損失、さらには(民营化時に露呈するであろう)特殊法人の資産の過大評価に伴う含み損の実現という損失を、誰が負担するのかを厳密に議論しなければならないのが現状である。今後実現する特殊法人の債務処理に伴う負担は、旧国鉄債務のように、ほとんどまともな議論なしに、一般会計に大半を負担させて国民の税金負担に委ねることは容易なことではない。さりとて、貸し手責任で資金運用部や郵便貯金にその負担を求めるにしても、あまり負担能力がない。したがって、今後生じる特殊法人改革に伴う不良債権処理は、負担能力からして、最終的に大半を国民の税金負担に求めなければならないにせよ、どの程度の負担をいつどのような税目で負担してもらうかを、きちんと予め議論すべきである。

その際、可能な限り、受益と負担のリンクを関連付けるべきである。例えば、ある特定の産業に多く便益が及んだ特殊法人が残した債務の処理については、できるかぎり、その特定の産業に対して租税特別措置等の廃止(法人税の実質的増税)や補助金の廃止などの形で負担させるべきである。あるいは、特定の地域に多く便益が及ぶ特殊法人の場合は、その特定の地域に対する地方交付税や国庫支出金の削減などの形で負担させるべきである。

5. おわりに

最後に、特殊法人改革のあり方について、組織形態の議論をしておこう。まず、特殊法人改革の選択肢は、現行の組織形態のまま存続するか、廃止して資産を売却し債務を清算するか、民営化するか、政府本体（一般会計等）が引き取って今後の運営は原則として税金を使って（借入に依存せずに）行うか、のいずれかである。まず、債務超過状態に陥っている特殊法人は、損失がこれ以上膨らまないように、今すぐ清算すべきである。もちろん、その清算の際に、一部の資産を使って民営化することは十分にありえる。そして、そこで返済できない債務が発生するから、それを貸し手や国民の負担で処理をする。この処理は、早ければ早いほど望ましいことは言うまでもない。まだ債務超過状態ではないが、継続的に損失が発生していて、累積欠損金が生じている特殊法人も、同様である。

次に、現状では累積欠損金は生じておらず、経常利益も補助金収入なしで確保できる特殊法人は、旧電電公社のように民営化すべきである。つまり、一旦株式会社化し、その後政府出資分の株式を市場で売却するなどして、民営化する方法である。経常利益も補助金収入なしで確保できる特殊法人は、政府部門で運営する必要は全くない。財務状況の良し悪しにかかわらず、政府が税金を投じて行うべき性格の事業（経済学の見地から言えば、公共財の性格をもつ事業）は、基本的に政府本体が引き取り（特殊法人という組織形態にする必要がない）、税金を使って事業を行うべきである。その際、事業が収益性をもたないものは、利払いに耐えられない事業であるから、借入によって行うべきではない。あくまでも当該年度の税収の範囲内で行うべきである。現行の組織形態のまま存続する必要性は、ほとんどない。なぜならば、今のようにルーズな会計原則で財務を行い、借り手として何ら説明責任も経営の規律付けもないまま財政融資資金から資金を調達し、利益を上げるわけでもなく損失を膨らませるわけでもない状態で存続するということが、何ら利点はないからである。

このように、特殊法人改革は、組織形態の問題と、特殊法人が抱える損失の処理の問題とを同時に解決しなければならない。特に後者の問題は重大でありながら最善の方策が自明ではないため、特殊法人改革の最大の難関となろう。だからといって、改革に躊躇してはならない。なぜならば、既に特殊法人は多くの損失を生み出している上に、躊躇して先送りすればさらにその損失が膨らみ、それだけ追加的に国民の税金負担を強いることになるからである。特殊法人改革が1日も早く全うされることを願ってやまない。

参考文献

井堀利宏・土居丈朗, 2001, 『財政読本(第6版)』東洋経済新報社.

土居丈朗・畑仲卓司・森宏一郎, 2001, 『特殊法人(年金運用先)の財務的研究』
日医総研報告書, 第27号.

図表 2
資金運用部が貸し付けている特殊法人の財務状況
2000年度末

単位：億円

	資金運用部 貸付残高	構成比	政府出資金 額	政府出資 比率	自己資本 比率
住宅金融公庫	733480	27.1%	1662	100%	-0.2%
国民生活金融公庫	80709	3.0%	3219	100%	-1.6%
中小企業金融公庫	26741	1.0%	4109	100%	2.0%
農林漁業金融公庫	34221	1.3%	3111	100%	6.1%
沖縄振興開発金融公庫	14115	0.5%	632	100%	0.1%
日本政策投資銀行	140638	5.2%	10394	100%	8.1%
国際協力銀行	123852	4.6%	69862	100%	30.4%
都市基盤整備公団	113805	4.2%	6830	99.3%	2.4%
年金福祉事業団	359668	13.3%	10754	100%	-2.3%
雇用・能力開発機構	705	0.03%	21193	100%	63.9%
環境事業団	3740	0.1%	156	78.8%	-3.7%
帝都高速度交通営団	2873	0.1%	310	53.4%	8.3%
地域振興整備公団	2934	0.1%	1358	100%	17.9%
日本下水道事業団	1064	0.04%	15	55.4%	-2.3%
社会福祉・医療事業団	26990	1.0%	2926	100%	9.6%
労働福祉事業団	269	0.01%	7231	100%	58.4%
日本私立学校振興・共済事業団	2016	0.07%	487	100%	78.9%
日本育英会	6612	0.2%	37	100%	-3.2%
中小企業総合事業団(信用保険部門除)	1180	0.04%	12577	99.9%	11.7%
緑資源公団	4752	0.2%	6759	100%	44.5%
日本道路公団	94371	3.5%	19801	100%	18.2%
首都高速道路公団	15427	0.6%	2985	50.0%	16.9%
阪神高速道路公団	13403	0.5%	2351	50.0%	4.7%
本州四国連絡橋公団	8464	0.3%	5169	67.5%	-17.3%
日本鉄道建設公団	9264	0.3%	642	99.5%	-6.3%
新東京国際空港公団	1121	0.04%	2847	100%	32.2%
運輸施設整備事業団	29252	1.1%	198	83.8%	12.3%
水資源開発公団	10118	0.4%	24	100%	0.9%
金属鉱業事業団	402	0.01%	237	100%	34.1%
石油公団	4759	0.2%	16368	84.9%	35.8%
商工組合中央金庫	3111	0.1%	3941	79.8%	3.7%
電源開発株式会社	9243	0.3%	471	66.7%	5.5%
(参考)					
旧国鉄債務(一般会計)	72787	2.7%			
地方公共団体	696179	25.7%			

出典：財務省「財政投融资レポート2001」、各特殊法人「行政コスト計算書」

図表3
資金運用部が貸し付けている特殊法人の財務状況
2000年度末

単位：億円

	債務超過額	返済されない 恐れのある 運用部貸付	積立金(+) or 欠損金(-)	失われた 出資金	経常利益 (補助金収入 を控除)
住宅金融公庫	1888	1787	-3550	1662	-4313
国民生活金融公庫	1801	1304	-5020	3219	-1041
中小企業金融公庫	0	0	-2557	2557	-990
農林漁業金融公庫	0	0	-664	664	-669
沖縄振興開発金融公庫	0	0	-620	620	-59
日本政策投資銀行	0	0	4723	0	313
国際協力銀行	0	0	-967	967	1337
都市基盤整備公団	0	0	-2706	2686	-1781
年金福祉事業団	8198	8135	-18952	10754	-24019
雇用・能力開発機構	0	0	-6104	6104	-423
環境事業団	158	134	-356	156	-68
帝都高速度交通営団	0	0	496	0	109
地域振興整備公団	0	0	-10	10	-232
日本下水道事業団	74	24	-102	15	-33
社会福祉・医療事業団	0	0	53	0	-429
労働福祉事業団	0	0	-3719	3719	-525
日本私立学校振興・共済事業団	0	0	32665	0	-2142
日本育英会	778	203	-815	37	-272
中小企業総合事業団(信用保険部門除)	0	0	-1103	1101	-2433
緑資源公団	0	0	102	0	-560
日本道路公団	0	0	41290	0	4192
首都高速道路公団	0	0	3978	0	-81
阪神高速道路公団	0	0	-2831	1415	-369
本州四国連絡橋公団	6230	1249	-13885	5169	-1307
日本鉄道建設公団	6458	546	-7103	642	1344
新東京国際空港公団	0	0	-17	17	111
運輸施設整備事業団	0	0	9393	0	-2385
水資源開発公団	0	0	399	0	-77
金属鉱業事業団	0	0	18	0	-57
石油公団	0	0	-4455	3783	463
商工組合中央金庫	0	0	453	0	-192
電源開発株式会社	0	0	600	0	353
合計	25584	13382	-	45298	-

図表 4
資金運用部・貸借対照表
2000年度末

単位：億円

(借方)		(貸方)	
長期貸付金(財投計画対象)	2564983	預託金	3705006
有価証券(財投計画対象)	143456	その他負債	32450
その他の有価証券	716102	(負債合計)	3737456
短期貸付金	321366	積立金	50403
その他資産	77219	本年度利益	35266
		(資本合計)	85669
(資産合計)	3823125	(資産・負債合計)	3823125

郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定への貸付は、負債の郵便貯金預託金と相殺
出典：財務省『財政投融资レポート2001』

図表 5
郵便貯金特別会計・貸借対照表(結合勘定ベース)
2000年度末

単位：億円

(借方)		(貸方)	
資金運用部預託金	1900090	郵便貯金	2499336
有価証券	452039	その他負債	15765
貸付金	8199	(負債合計)	2515101
郵政事業特別会計受入未済金	22356	積立金	21891
郵政事業特別会計へ繰入金	9938	本年度損失金	-12969
その他資産	131401	(資本合計)	8922
(資産合計)	2524023	(資産・負債合計)	2524023

出典：総務省郵政企画管理局『郵便貯金2001』